

「入札ボンド」対象工事 入札保証金等の提出について

入札公告において入札保証金等の納付を求める、「入札ボンド」の対象工事における入札保証金等の納付・提出方法は次のとおりです。

1 現金で納付する場合

入札金額(税込み)(入札書に記載する入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいいます。以下同じ。)の**100分の3以上**の入札保証金を納付してください。

納付するときは、まず、**入札書提出日の7日前(休日を除く。)**までに「**入札保証金に係る届出書**」を発注機関に提出し、**納入通知票の発行**を受けてください(納入通知票の発行・送付までには、3、4日程度(休日を除く。))のお時間をいただいています。

発行された納入通知票を岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関又は岩手県収納代理金融機関(※)に持参し、入札保証金を納付してください(※岩手県指定金融機関等については、納入通知票裏面に記載しています)。

納付後は、当該**金融機関の収納印のある領収書の写し**を発注機関に提出してください。

2 入札保証保険証券

入札金額(税込み)の**100分の3以上の保証金額**である当該工事に係る**保険証券**を発注機関に提出してください。

3 契約保証の予約(金融機関又は前払金保証事業会社による契約保証の予約)

契約希望金額が入札金額(税込み)以上又は**保証金額が入札金額(税込み)の100分の10以上の予約証書**を発注機関に提出してください。

4 有価証券

入札保証金に代わる担保として有価証券を提出する場合は、**入札金額(税込み)の100分の3以上の額面**(数枚になっても構いません)の**有価証券**を、**有価証券納付書**とともに発注機関に提出してください。

5 金融機関の保証書

入札保証金に代わる担保として金融機関の保証書を提出する場合は、**入札金額(税込み)の100分の3以上の保証金額である保証書**を発注機関に提出してください。

6 提出時の留意事項

発注機関に1～5の書類を提出する際は、以下のとおりとしてください。

- ① **封筒に入札者名及び工事名を記載**してください。
- ② 「**入札保証書類在中**」と封筒の表面に朱書してください。
- ③ **入札金額(又は保証金額)等が見えないよう、封筒に書類を入れて封かん**してください。
- ④ 入札公告5(2)の提出先に**郵送(書留郵便(一般書留又は簡易書留)に限る。)**又は持参により提出してください。
- ⑤ **提出期間**は、当該入札における**条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知日から入札書の提出期限**までとします。

7 金額の変更

一度納付・提出した入札保証金等の**金額の変更は認めません**。

8 入札を無効とする場合

以下の者がした**入札は無効**とします。

- ① 入札保証金等の納付又は書類に不備がある者
- ② 入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の3に満たない者
- ③ 契約保証予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者
- ④ 契約保証予約に係る保証金額が入札金額(税込み)の100分の10に満たない者

9 保証等の期間

保証又は保険期間は、書類の提出日から入札公告で指定する契約締結見込み日までを含むものとします。

ただし、金融機関による保証期間が契約締結見込み日を含まなくなるときは、保証期間を延長した変更保証書の提出を求めることがあります。

10 入札保証金等の還付

現金・有価証券・金融機関の保証書は、落札決定後に還付します(還付方法については、納付又は提出のあった方へ、発注
機 関から個別にお知らせします)。
ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付します。
なお、入札保証保険証券・契約保証予約証書は、還付しません。

11 費用負担

入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は、入札者の負担とします。